

## 対 象 者（傷病別一覧）

	対 象 傷 病	対 象 者
1	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症	療養補償給付受給者で、症状固定したもの
2	せき髄損傷	① 障害等級第3級以上の障害（補償）給付受給者 ② 障害等級第4級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの
3	頭頸部外傷症候群等	① 障害等級第9級以上の障害（補償）給付受給者 ② 障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの
4	尿路系障害	障害（補償）給付受給者
5	慢性肝炎	障害（補償）給付受給者
6	白内障等の眼疾患	① 障害（補償）給付受給者 ② 障害（補償）給付を受けていない者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの
7	振動障害	障害補償給付受給者
8	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	① 障害（補償）給付受給者 ② 障害（補償）給付を受けていない者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの
9	人工関節・人工骨頭置換	障害（補償）給付受給者
10	慢性化膿性骨髄炎	障害（補償）給付受給者
11	虚血性心疾患等	○ 虚血性心疾患にり患した者 ① 障害等級第9級以上の障害補償給付受給者 ② 障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの  ----- ○ ペースメーカー又は除細動器を植え込んだ者 障害（補償）給付受給者

	対象傷病	対象者
12	尿路系腫瘍	療養補償給付受給者で、症状固定したもの
13	脳血管疾患	① 障害等級第9級以上の障害補償給付受給者 ② 障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの
14	有機溶剤中毒等	① 障害等級第9級以上の障害（補償）給付受給者 ② 障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの
15	外傷による末梢神経損傷	障害等級第12級以上の障害（補償）給付受給者
16	熱傷	障害等級第12級以上の障害（補償）給付受給者
17	サリン中毒	療養（補償）給付受給者で、次に掲げる後遺症状が認められるもの ①縮瞳、視覚障害等の眼に関連する障害 ②筋萎縮、筋力低下、感覚障害等の末梢神経障害及び筋障害 ③記憶力の低下、脳波の異常等の中枢神経障害 ④心的外傷後ストレス障害
18	精神障害	療養補償給付受給者で、次に掲げる後遺症状が認められるもの ①気分の障害（抑うつ、不安等） ②意欲の障害（低下等） ③慢性化した幻覚性の障害又は慢性化した妄想性の障害 ④記憶障害又は知的能力障害
19	循環器障害	○ 心臓弁を損傷した者、心膜の病変を残す者、人工弁に置換した者 障害（補償）給付受給者 ----- ○ 人工血管に置換した者 療養（補償）給付受給者で、症状固定したもの
20	呼吸機能障害	障害（補償）給付受給者
21	消化器障害	障害（補償）給付受給者